

「第二次高知県子ども読書活動推進計画」(抜粋) 新旧対照表

ページ	新	旧
P. 1 5	<p>第3章 第二次計画の具体的方策</p> <p>I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために</p> <p>2. 地域における子どもの読書活動の推進</p> <p>(2) 市町村立図書館等による読書活動の推進</p> <p>⑥読書コミュニティの形成</p> <p><u>地域住民の身近な場所である公民館図書室・小中学校図書館・高等学校図書館等のそれぞれの強みを生かし、これらを拠点とする読書コミュニティの形成を支援するとともに、地域住民が参画できる地域の実情に応じた読書活動を促進します。</u></p>	<p>第3章 第二次計画の具体的方策</p> <p>I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために</p> <p>2. 地域における子どもの読書活動の推進</p> <p>(2) 市町村立図書館等による読書活動の推進</p>
P. 1 7	<p>3. 学校等における子どもの読書活動の推進</p> <p>(2) 小学校・中学校における読書活動の推進</p> <p>小学校では、家庭や園で育んだ読書をする心の芽生えを、教育課程全体で計画的に伸ばし、主体的に読書ができる子どもに育成していくことが大切です。また、中学校では、多感なこの時期に自分自身を見つめ、生き方を考え、豊かな心を育むとともに、学習への動機付けや学習内容を定着させたり発展させたりするうえで読書活動は重要であり、大きな役割を果たすものです。</p> <p>平成20年の学習指導要領の改訂では、言語活動の充実が示され、学校図書館や図書館資料のより一層の活用が重視されており、学校全体としての組織的な取組や計画的な授業での活用、学校外での自発的な読書が求められています。</p> <p>こうしたことから、市町村教育委員会と連携して、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付けて取り組むとともに、ことばの力育成プロジェクト推進校(以下、「推進校」という。) 推進校における実践研究を進め、その研究成果を広く普及します。</p> <p>さらに、教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人々のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進します。</p>	<p>3. 学校等における子どもの読書活動の推進</p> <p>(2) 小学校・中学校における読書活動の推進</p> <p>小学校では、家庭や園で育んだ読書をする心の芽生えを、教育課程全体で計画的に伸ばし、主体的に読書ができる子どもに育成していくことが大切です。また、中学校では、多感なこの時期に自分自身を見つめ、生き方を考え、豊かな心を育むとともに、学習への動機付けや学習内容を定着させたり発展させたりするうえで読書活動は重要であり、大きな役割を果たすものです。</p> <p>平成20年の学習指導要領の改訂では、言語活動の充実が示され、学校図書館や図書館資料のより一層の活用が重視されており、学校全体としての組織的な取組や計画的な授業での活用、学校外での自発的な読書が求められています。</p> <p>こうしたことから、市町村教育委員会と連携して、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付けて取り組むとともに、推進校における実践研究を進め、その研究成果を広く普及します。</p> <p>さらに、教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人々のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進します。</p>

②推進校における研究の推進と成果の普及

学校図書館の授業での活用方法、新聞を活用した学習活動、読書活動の促進方策や学校図書館担当者の在り方を中心に各推進校における実践研究をまとめ、ホームページ上に公開したりデータ化したりすることにより、学校へ普及啓発を行うとともに、教職員研修等において指導力向上を図り、本県の学校図書館活動の活性化に取り組みます。

④多様な読書及び各教科等の発展的な学習の推進

各教科、総合的な時間等を通して、文学的な読み物に留まらず、新聞や科学雑誌等を含め、多様な種類の読み物に親しめるようにするために、推薦図書リストである「きっとある キミの心に ひびく本」を新入学児童生徒へ配付します。そして、児童生徒の考える力や表現力等の向上を図るために、高知県わくドキ！ショートコメントコンテストや新聞を活用する取組を推進します。

また、学校図書館担当者を対象としたパワーアップ講座等の実施を通して、「高知県学校図書館活動ガイドブック」「高知県学校図書館活動実践事例集」及び「きっとある キミの心に ひびく本」の活用を促します。さらに、各教科等の学習と読書が密接に関連づけられるように、例えば視写活動を通して利用した図書をもとに発展的な学習に広がる取組を促進します。

⑥読書楽力検定の利用と活用の推進

多様な読書の実現に向けて、様々なジャンルの本に触れるきっかけをつくるために、これまでに作成した読書楽力検定の問題をホームページ上に公開し、学校図書館や公立図書館等の活用を促進します。

⑦情報発信の推進

図書館便り、多読者表彰、推薦図書リストによる啓発、図書委員会等による図書の紹介など、読書活動に関する情報発信を促進します。

②推進校における研究の推進と成果の普及

学校図書館の授業での活用方法、読書活動の促進方策や学校図書館担当者の在り方を中心に各推進校における実践研究を推進します。また、推進校における研究成果を冊子にまとめたりデータ化したりすることにより、学校へ普及啓発を行うとともに、教職員研修等において指導力向上を図り、本県の学校図書館活動の活性化に取り組みます。

④多様な読書及び各教科等の発展的な学習の推進

各教科、総合的な時間等を通して、文学的な読み物に留まらず、新聞や科学雑誌等を含め、多様な種類の読み物に親しめるようにするために、推薦図書リストである「きっとある キミの心に ひびく本」を新入学児童生徒へ配付します。

また、学校図書館担当者を対象としたスキルアップ講座等の実施を通して、「高知県学校図書館活動ガイドブック」「きっとある キミの心に ひびく本」及び「学校図書館活動実践事例集」の活用を促します。

さらに、各教科等の学習と読書が密接に関連づけられるように、例えば視写活動を通して利用した図書をもとに発展的な学習に広がる取組を促進します。

⑥読書楽力検定の利用と活用の推進

多様な読書の実現に向けて、様々なジャンルの本に触れるきっかけをつくるために、「きっとある キミの心に ひびく本」と関連付けた読書楽力検定を実施します。その際、学校図書館や公立図書館等の活用を促進します。

⑦情報発信の推進

図書館便りの発行など、読書活動に関する情報発信を促進します。

<p>P. 2 2</p> <p>P. 2 3</p> <p>P. 2 8</p>	<p>II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために</p> <p>1. 公共図書館等の機能の充実</p> <p>(1) 公立図書館等の機能の充実</p> <p>③新刊児童図書の特典購入</p> <p>県市合築の新図書館では、市町村立図書館等が選書の参考としたり、一定期間経過後は協力貸出に供せるように、新刊児童図書の全点購入を行います。</p> <p>(2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実</p> <p>③子どもの読書活動支援員の配置</p> <p>子どもの読書活動の地域間格差をなくすために、<u>子どもの読書活動支援員を配置していた読書環境の厳しい市町村には、これまでの成果を踏まえ、教育版地域アクションプラン、緊急雇用創出臨時特例基金等を通じて、市町村独自での継続配置を促進します。</u></p> <p>3. 子どもの読書活動推進のための人材育成</p> <p>(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成</p> <p>②教職員等の学校図書館活用力の向上</p> <p>学校図書館担当者に対しては、各教科・領域等において、学校図書館や図書館資料の利用活用を促すために、<u>学校図書館活動パワーアップ講座</u>等、各研修会の実施を通して、資質の向上に取り組みます。また、学校図書館協議会（SLA）<u>と連携して</u>研修を開催します。</p> <p>教職員に対しては、県教育センターにおける年次研修等において、子どもの読書活動の重要性と学校図書館の活用についての講義を実施します。その際、例えば、読み聞かせや朗読、視写、調べ学習等を通して広がる多様な読書活動を推進するとともに、学校図書館や図書館資料の活用ができる教職員を養成します。</p> <p>管理職に対しては、県教育センターにおける管理職研修等を通して、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付けるとともに、読書センターのみならず学習・情報センターとしての役割をもった学校図書館の整備と組織的な活用を促します。</p>	<p>II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために</p> <p>1. 公共図書館等の機能の充実</p> <p>(1) 公立図書館等の機能の充実</p> <p>③新刊児童図書の特典購入</p> <p>県立図書館は、市町村立図書館等が選書の参考としたり、一定期間経過後は協力貸出に供せるように、新刊児童図書の全点購入を行います。</p> <p>(2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実</p> <p>③子どもの読書活動支援員の配置</p> <p>子どもの読書活動の地域間格差をなくすために、<u>公立図書館の無い13町村と読書環境の厳しい地域がある4市町に、公民館図書室の読書環境の整備や学校図書館との連携を行う、子どもの読書活動支援員を継続して配置するよう努めます。</u></p> <p>3. 子どもの読書活動推進のための人材育成</p> <p>(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成</p> <p>②教職員等の学校図書館活用力の向上</p> <p>学校図書館担当者に対しては、各教科・領域等において、学校図書館や図書館資料の利用活用を促すために、<u>スキルアップ講座</u>等、各研修会の実施を通して、資質の向上に取り組みます。また、学校図書館協議会（SLA）<u>との共催で</u>研修を開催します。</p> <p>教職員に対しては、県教育センターにおける年次研修等において、子どもの読書活動の重要性と学校図書館の活用についての講義を実施します。その際、例えば、読み聞かせや朗読、視写、調べ学習等を通して広がる多様な読書活動を推進するとともに、学校図書館や図書館資料の活用ができる教職員を養成します。</p> <p>管理職に対しては、県教育センターにおける管理職研修等を通して、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付けるとともに、読書センターのみならず学習・情報センターとしての役割をもった学校図書館の整備と組織的な活用を促します。</p>
---	--	--

<p>P. 30</p>	<p>(削除)</p> <p>Ⅲ. 子どもの読書活動を総合的に推進するために</p> <p>1. 推進体制の確立</p> <p>(2) 市町村における子どもの読書活動の推進</p> <p>市町村は、地域住民にとって最も身近な地方公共団体です。地域において、民間団体・読書ボランティア等との連携を通して、子どもの読書活動を計画的、体系的に推進するためには、地域の特色に応じた市町村の子ども読書活動推進計画の策定<u>やそれに基づく取組</u>が望まれます。</p> <p><u>②読書活動推進のための熟議</u></p> <p><u>地域における読書関係者の連携、協働による読書活動の推進を図るため、市町村教育委員会読書担当者、学校図書館担当者、市町村図書館職員、読書ボランティア等を対象に、実態を踏まえた効率的な読書活動推進に向けた研修会を実施します。</u></p>	<p>④「子ども司書」養成講座の実施</p> <p><u>小・中学校における読書活動を活性化するために、「子ども司書」養成講座を開催し、学校図書館の環境整備や読書に関する広報・啓発に取り組む子どもの読書活動推進リーダーを育成します。</u></p> <p>Ⅲ. 子どもの読書活動を総合的に推進するために</p> <p>1. 推進体制の確立</p> <p>(2) 市町村における子どもの読書活動の推進</p> <p>市町村は、地域住民にとって最も身近な地方公共団体です。地域において、民間団体・読書ボランティア等との連携を通して、子どもの読書活動を計画的、体系的に推進するためには、地域の特色に応じた市町村の子ども読書活動推進計画の策定が望まれます。</p>
--------------	--	--